

令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和6年7月29日(月) 午前10時40分～11時48分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	橋口、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎
使用者代表委員	河野、酒匂、野口
事務局	吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、第1回目の宮崎県最低賃金専門部会を開会いたします。

最初に本日の議事録の確認ですが、重黒木委員と野口委員にお願いします。

本日は、9名全員の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、初めての専門部会ですので、部会長と部会長代理が選ばれるまで、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思っております。

なお、専門部会委員任命の辞令は、皆様の席の上に置かせていただいておりますので、ご確認の上お受け取りください。

それから、本審に引き続き、3名の方が傍聴されますことをご報告申し上げます。

次に、資料につきましては、

- 専門部会委員名簿、
- 専門部会運営規程、
- 生活保護と最低賃金との比較、
- 基礎調査結果、
- 審議会運営計画案、
- 答申日と効力発生予定日一覧、

としております。

それでは議題1の「部会長及び部会長代理の選出について」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法第24条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ということになっています。

従来、労使の代表者協議により推薦をいただいているところですが、既に協議済みであればご発言いただきたいと思います。

白崎委員いかがでしょうか

【白崎委員】

事前に使用者側委員と協議をしております。

部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員をご推薦したいと思います。

【室長補佐】

ただいま、部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員の推薦がありました。ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、部会長を森部委員、部会長代理を橋口委員にお願いしたいと思います。

それでは、森部部会長にはそのままの席で、ご挨拶と以後の進行をよろしく申し上げます。

【森部部会長】

部会長を仰せつかりました森部です。よろしく申し上げます。

先ほど本審で報告がありましたとおり、7月5日の運営小委員会で、「宮崎県最低賃金の改正については、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととしますが、審議の都合上これがかねわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う」と確認されたところでございます。

慎重かつ迅速な審議を心掛けるとともに、全会一致に至るよう努力したいと思いますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

議題2に入りたいと思います。「生活保護費と最低賃金との比較結果について」です。

中央最低賃金審議会の目安答申によりますと、宮崎県の最低賃金は生活保護水準を上回っているようですが、まずその比較方法の考え方や宮崎県における比較結果を事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

生活保護と最低賃金との整合性について、宮崎県における比較結果を説明します。

まず、生活保護費と最低賃金とを比較する理由ですが、これは、最低賃金法第9条で、「最低賃金を決定する要素のうち労働者の生計費については、「生活保護との整合性にも配慮する」よう規定されているからです。

そのため、最低賃金額で働いたときの手取額が生活保護費より低くないか、について確認する必要があります。

資料は5頁以降の「資料 3」になりますのでご覧ください。

先ほどの第2回本審資料に中央最低賃金審議会の第2回目目安小委員会に出された資料、生活保護と最低賃金との比較結果が、都道府県ごとにグラフで示されています。

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について、宮崎県の計算を行った資料を7頁に載せてあります。

中央最低賃金審議会による比較方法の基本的考え方ですが、まず、生活保護の給付は何を採用

するかが問題になります。

生活保護は8つの扶助がありますが、このうち、最低賃金と比較するのは、生活扶助と住宅扶助の合計です。

具体的には、6頁にございますが、生活扶助基準の1類費と2類費と期末一時扶助費の合計を人口加重平均し、それに住宅扶助実績値を加えます。

生活扶助基準は冬季加算を含めて算出します。

資料7頁の宮崎県の計算を説明します。

級地区分については、宮崎市が2級地 - 1、都城市と延岡市が3級地 - 1、その他の市町村はすべて3級地 - 2であり、それぞれの月額により算出します。

冬季加算と期末一時金については、月額換算を行います。宮崎県は「冬期加算地区区分」が「区」になりますので、加算される月額は2,630円です。

冬季加算は11月から3月までの5か月間支給されますので、1年を平均した月額に換算して、 $2,630円 \times 5月 \div 12月$ で、1,095円が換算額ということになります。

期末一時扶助費は年額ですので、 $年額 \div 12月$ で月額に換算します。以上の、生活扶助の基準額をもとに級地ごとに人口加重したものを平均すると、7頁の(1)の下にありますように、生活扶助基準は月額で71,108円40銭になります。

また、住宅扶助費の実績額は、ここには根拠資料を付けておりませんが、計算資料の(2)のとおり、宮崎県全体の平均が月額で20,333円83銭になります。

これらより、生活扶助費と住宅扶助費を合計すると、91,442円になります。

この額が、資料の5頁、3列ある数字の一番左の「生活保護」の列、宮崎県の額91,442円と一致します。

次に、最低賃金は時間額で決められていますので、生活保護費と比較するために、最低賃金額を月額に換算する必要があります。

生活保護費の最新の値が令和4年度ですので、比較する最低賃金額も令和4年度のものとなります。

令和4年度発効の宮崎県最低賃金額は853円ですので、これを月額に換算します。

資料8頁に計算したものがありますが、最低賃金額853円に1か月平均の法定労働時間である173.8時間を掛けて、さらに0.807を掛けます。

この0.807というのは、いわゆる手取額を計算するために、税金や社会保険料を考慮した可処分所得を求めるための係数です。

これで計算しますと、119,639円となりまして、資料5頁の中央の欄の「宮崎」の行にある額と一致します。

以上のことから、令和4年度の宮崎県の生活保護費は91,442円、宮崎県最低賃金の月額換算額が119,639円となり、宮崎県最低賃金が生活保護費を月額で28,197円上回っていることとなります。

説明は以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。ただ今の説明についてご質問がございますでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので、次に進めたいと思います。

それでは、令和4年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることを専門部会としてあらためて確認したということで今後の審議を進めていきたいと思います。

また、本審への部会報告書にその旨盛り込み報告したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、次、議題3に移りたいと思います。「最低賃金に関する基礎調査結果について」です。調査結果について事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】

それでは、「令和6年度 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明いたします。

資料は9頁の資料4からになります。

11頁をご覧くださいますと調査の概要を記載しております。この調査は、宮崎県最低賃金の調査審議の基礎資料を得るために県内の賃金実態を調べたものになります。

調査対象事業所は宮崎県内の事業所であり、業種と規模については、「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、「各種商品小売業」では常用労働者100人未満、それ以外の各種商品小売業を除く「卸・小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療・福祉業」、それから「サービス業」については、常用労働者30人未満を対象としております。

提出された対象事業所の件数は、837事業所、標本労働者数は7,828人であり、これを調査産業の合計労働者数『155,717人』に還元して集計しています。参考までに、宮崎県全体の労働者数は約40万人となっております。

なお、今回の報告は、地域別最低賃金に関するものとしておりますので、「肉乳製品製造業」、「電気機械器具製造業」、「各種商品小売業」、「自動車新車小売業」の特定(産業別)最低賃金が適用される4業種の事業所は除外されますが、4業種の特定最賃の適用除外労働者、清掃・軽作業等の方は含まれています。

12頁には、未満率と影響率の説明を載せております。ここに記載されているとおり、未満率とは現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最賃額を改定した場合、その改定後の最賃額を下回る労働者の割合のことになります。

13頁には、分位数などの分布特性値の説明を載せてあります。

14頁は、地域別最低賃金にかかる引上額に応じた改定率、影響率を一覧表に取りまとめたものになります。

まず、改定率ですが、昨年度の引き上げ額は44円で、853円からの改定率は5.16%でした。

今年を目安額は、先ほど出ましたけれども、Cランク「50円」ということになっておりますが、引き上げ額ごとの改定率は表のとおりです。

次に未満率を見ますと、897円の現在は1.21%となっており、前年は1.69%でしたので0.48%下降しています。

影響率を898円から掲載しています。昨年度は1円引き上げで6.31%でしたが、今年は4.39%となっております。また、900円までは10%未満ですが、901円からは10%を超えています。

また、900円から901円、910円から911円の引き上げ等、切りのいい数字で影響率が大きくなる傾向があると思われれます。

なお、今年を目安額の50円では、影響率は20.63%となっております。

資料の 16 頁、17 頁は地賃と全産業の賃金特性値の推移、18 頁、19 頁は地賃と全産業で、就業形態別賃金特性値の事業所規模別の比較を表にしたものです。

16、17 頁の賃金特性値の推移では、第 1 二十分位数はこれまで最賃額に近い額で推移していましたが、今年も同様の傾向になっております。

18、19 頁の就業形態別賃金特性値の比較ですが、グラフにもありますとおり、第 1 二十分位数から中位数までの金額の状況は、一般労働者に比べてパートが緩やかになっており、パート労働者の賃金額の分散が小さい傾向、労働者間の賃金額の差が小さい傾向になっております。

20 頁は、地賃適用業種で、業種別に賃金を比較しています。

未満率は、業種ごとに、0.22%～2.15%となっております。製造業で最も低く 0.22%、医療・福祉業で最も高く 2.15%となっております。

また、地賃適用のパート労働者、飲食・宿泊業の第 1 二十分位数から中位数までの金額の分散が小さく、中位数で 1,000 円未満となっており、賃金額の分散が小さい傾向になっております。

資料説明は以上です。

【森部部長】

ありがとうございます。ただ今、事務局から基礎調査結果について説明がありましたが、ご質問は何かございますでしょうか。

(質問なし)

それでは、質問も無いようですので次に行きたいと思っております。議題 4 に移りたいと思っております。「今後の審議の進め方」について協議したいと思っております。

最低賃金法第 25 条第 6 項では、「審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする」とされております。

この点について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金法第 25 条におきまして、「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」また、規則において、「最低賃金審議会は前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び使用者の意見をきくものとする。」と規定されております。

また、意見陳述者、参考人と言いますが、意見陳述者は意見を的確に主張できる人選とすること、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっております。

本件は期日までに「意見」が 3 件提出され、3 件すべて陳述を希望されております。

本日委員の皆様の審議で意見陳述を認めることが確認された場合には、第 1 回専門部会後に、電話により「参考人氏名」「発言要旨」「資料」を、部会の開庁前日の 8 月 6 日 12 時までに提出するよう求める予定ですが、やむを得ず間に合わない場合においては、当日資料 14 部を持ち込むことも可能としたいと考えております。

以上が参考人聴取についての説明でございます。

【森部部会長】

ありがとうございます。先ほどの本審で「要請書」を提出されました「日本民主青年同盟宮崎県委員会」様、「宮崎ふれあいユニオン」様、「宮崎県労働組合総連合」様は、意見陳述を希望されていることが確認されました。

意見陳述を希望している3件について、意見聴取を認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで、次の第2回専門部会において参考人意見聴取を行うこととします。参考人の意見聴取は、次回の部会において行いたいと思いますので、参考人の氏名等を早めに事務局で確認いただきたいと思います。

次に、労使それぞれ意見聴取を予定している参考人がいますでしょうか。

(意見なし)

無いようですので、次の議題5に移りたいと思います。議題5は「令和6年度宮崎県最低賃金額改定に関する労・使の基本的考え方について」ご意見をいただきたいと思います。

まずは、労側からご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【鎌田委員】

労側の鎌田と申します。よろしくお願いたします。

ただいまより資料を2部皆様の方にお配りさせていただきます。

(各委員に労働者側の基本的見解、別紙を配付)

皆さまのお手元には基本的見解と別紙の2部を準備しています。基本的見解を補強する上で別紙を活用させていただきますので、宜しくお願いたします。

まずはじめに、の1法の趣旨についてです。

日本国憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を明記しています。あらためてご確認をお願いいたします。

下段のの2宮崎県最低賃金対象者の現状です。

四角がこみにありますように、仮に法定労働時間の上限2,080時間働いても年収は187万円程度にしかありません。いわゆるワーキングプア水準にとどまっています。

2頁をお開きください。宮崎県の経済情勢についてです。

概要をご覧ください。宮崎県の景気は、緩やかに回復している傾向であります。

各論の1.個人消費から8.金融面までのご参照ください。

3頁をお開きください。宮崎県の雇用失業情勢についてです。

5月の有効求人倍率は1.28倍と107か月連続で1倍台を維持しています。

関連して、別紙1頁をご覧ください。上段の表の右側にて最賃改正後8か月平均では、この有効求人倍率、全国1.27倍に対し、宮崎は1.32倍と大幅に上回っています。

また、九州各県と比較しても3番目に高い倍率となっております。

下段のグラフは黒色が全国、赤色が宮崎です。有効求人倍率、倒産件数、完全失業率との関連性を説明したいと思います。

そのまま別紙の2頁をお開きください。こちらは宮崎県の過去10年の倒産件数、負債額、完全

失業率を記載してあります。

直近の2023年の倒産件数は32件と過去10年平均の31件とほぼ変わらない結果となっております。

完全失業率につきましても2023年の年平均2.7は、過去10年と比較しても大幅な変動はないといえます。

別紙の3頁をお開きください。同じ項目で九州各県とも比較してあります。宮崎は倒産件数、負債額ともに九州の中で比較しても7番目ととても少ない結果となっております。

下段のグラフは黒色が宮崎です。

つきましては最低賃金との相関は見出しにくい状況ではありますが、最低賃金を引き上げてても有効求人倍率、倒産、完全失業率等に影響がないことが伺えます。

ただ、問題なのは、休廃業、解散でなかろうかと思えます。

別紙の4頁をお開きください。

宮崎県企業「休廃業・解散」、「新設法人」の動向調査です。

左上の表にあるように、2023年の休廃業、解散は470件となっております。

先ほど説明しました倒産件数の15倍近くになります。

また、黒字の休廃業は2017年を除くすべての年で50%を超えていますので、後継者不足等が課題と捉えております。

九州各県で比較しましても2023年の宮崎は6番目と少ない結果となっております。

本体3頁をご覧ください。パートタイム労働者の募集賃金でございます。

3行目に記載しておりますが、5月の求人募集賃金下限平均は1,014円となっており、897円の宮崎県最低賃金と比較し、117円の大きく上回る実態となっております。

宮崎における労働需要がひっ迫している状況や、現行の最低賃金で採用するのは既に困難である状況は明白であります。

別紙の5頁をお開きください。

最低賃金改正後の常用パート求人募集賃金下限平均です。

10月～5月までの最賃改正後の8か月平均は1,008円です。特に12月以降は毎月1,000円を超える下限平均の推移となっております。

また別紙の6頁をご覧ください。

これはこの3年間、最低賃金が28円、32円、44円と大幅引き上げになったにも関わらず、最低賃金改正前後の9月と10月を比較しても下限の募集金額に特に変動がない結果となっております。

最低賃金が大幅引き上げになったとしても求人募集賃金にも影響がないことが伺えます。

本体の3頁をご覧ください。2024春季生活闘争です。

6月30日現在、連合本部の最終集計です。

33年ぶりの5%超えとなり、日本経済のステージ転換に向けた大きな一歩となりました。

特に(3)有期・短時間労働者の賃上げでは時給が62円70銭の賃上げとなっております。

別紙の7頁をご覧ください。

連合宮崎での春闘の6月30日現在の妥結結果ですが、額・率ともに過去最高の結果となっております。

しかしながら、全体と中小300人未満の賃上げ額・率に差があり、格差を是正するためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

グラフでは全体が青色、中小300人未満がオレンジ色です。

別紙の8頁をお開きください。こちらは見出しだけ見ていただきたいのですが、5月12日付の日経新聞の全国欄に掲載されたものです。

「人手確保へ」、「宮崎、上昇率トップ」と掲載されております。

内容としましては、宮崎の10人～99人の企業規模において、5年前の2018年と比較し、上昇率が47都道府県でトップとなっております。先ほど説明いたしました前の頁、連合宮崎の過去最高の賃上げとともに明るい内容です。ひとつの考えといたしましては、支払い能力にも関係すると思っております。

本体の3頁に戻ります。

2023年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。

こちら宮崎市ですが、ご覧のとおり全国平均よりも物価上昇が非常に上回っているという数値になっております。先ほどビデオメッセージでもありましたとおり、中賃では消費者物価指数を注視した結果ともなっておりますので、こちらをまたご一読いただきたいと思っております。

4頁をお開きください。2024年度の地域別最低賃金審議について、でございます。

1.～4.にしましては先ほど説明を一部しておりますので、こちらをまたご一読いただきたいと思っております。説明していない箇所を説明いたします。

5.です。地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因ともなっております。地域間格差への配慮の観点から「額差」を縮小させていくことが必要であります。

6.です。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されたものの、実際の価格転嫁は道半ばでございます。最低賃金の引上げ分を確実に価格転嫁するなど、本年10月の発効後に一層の価格転嫁が実施されるよう、指針の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めるようお願いいたします。

最後に、最低賃金は2023年に全国加重平均1,004円となりました。政府は中期目標として、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円になることをめざすとしておりますが、この宮崎においては2年で1,000円以上の引き上げに到達しなければなりません。本年の審議はこの達成について目途をつけることを念頭においております。

労働者代表として、今年度も真摯に審議に努めることを申し上げ、労側の主張といたします。以上です。

【森部部長】

ありがとうございました。労側から資料を基に基本的考え方を開示していただきました。次に、使側申し上げます。

【河野委員】

労側は毎回資料を提出していただいておりますが、使側は毎回口頭のみで発言させていただきまので、よろしく申し上げます。

使用者側の基本的な考え方ということで申し上げます。

まず、昨年度の審議の振り返りでございます。

昨年度の中央最低賃金審議会においては、物価高騰による生計費の上昇を特に重視し、過去最高となる目安額が示され、その後の地方最低賃金審議会では、半数を超える24県で目安額を上回り、宮崎県が該当するCランクを中心に最大8円の大幅な上乘せが相次ぎました。

宮崎県におきましても、目安引上げ額 39 円に対して、公益委員見解として、目安額プラス 5 円の引上げ額プラス 44 円ということで 897 円が提示されまして、結果として使側全員反対ということで結審したところであります。金額審議においては、同ランク及び隣県の審議・結審状況を見ながらの審議ということで、本来あるべき最低賃金法に定める 3 要素に基づく審議がなされていない状況にあったとしかいえないと考えております。

次に、宮崎県内の景気動向、中小企業を取り巻く状況でございます。

先ほど労側からお話がありましたが、宮崎県内の景気は、日銀宮崎事務所の 7 月発表「宮崎県金融経済概況」によりますと「緩やかに回復している」とあります。また、民間調査会社が実施した 6 月期の企業動向アンケート調査によりますと、企業の景況感を示す業況判断指数は、前期のマイナス 9 P からマイナス 15 P となっており、物価上昇が業況に与える影響では、「大きく影響している」が 44.5%、「やや影響している」が 47.2%と 9 割を超える企業が「影響がある」という回答が出ております。

今年の春季労使交渉では、大企業を中心に、多くの企業が前年以上の大幅な賃金引上げを実施し、その流れが中小企業においてもきているという状況であります。ただし、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が一定程度存在していると考えられます。

続きまして、今年度の審議における基本的考え方を申し上げさせていただきます。

使用者側としましては、3 要素の足元の状況や、賃金改定状況調査第 4 表の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているところで。

成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要ではありますが、働く人の生活を支えるセーフティネットとして、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引き上げは、各企業の経営判断による賃上げとは意味合いが異なるものです。

これまでも毎年申し上げてきておりますが、最低賃金引上げは賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないことを強く主張させていただきます。

繰り返しになりますが、最低賃金は業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用されます。生産性が向上し収益が拡大した企業が賃金引上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもありません。しかし、強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断されるべきであり、生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境をまっずもって整備すべきであると考えます。

したがって、従来のスタンスどおり、今期の最低賃金決定にあたっては、中小企業の賃金引上げの実態を示し、先の 3 要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査結果の第 4 表」の賃金上昇率の結果を最も重視した審議を基本とすべきであると考えます。

加えまして、宮崎県における中小・小規模事業者の経営状況や消費者物価や企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況などの実態を詳細に把握したうえでの、金額審議をすべきであると強く要望いたします。

使側の基本的な考え方は以上でございます。

【森部部会長】

ありがとうございました。使用者側からの基本的な考え方をいただきました。補足等はございますでしょうか。お願いします。

【鎌田委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【重黒木委員】

今、全体的な労側の主張については鎌田委員からありましたけれども、やっぱり最低賃金というのは、年齢とか家族構成に関係なく一律の金額なので、条件が重なるとより経済的な負担を感じる方というのがいらっしゃるのではないかと強く思います。最低賃金に大きく関係している非正規労働者、内閣府の男女共同参画白書を見ても、圧倒的に女性の割合が高くなっているかと思えます。そのうえで宮崎県の特徴として、厚生労働省の人口動態調査を基にした宮崎県の離婚率は、2022年になりますけれども、福岡と同様の全国3位となっています。そうすると、いわゆるシングルマザーと言われる方も多いのではないかとということが容易に想像できるところです。児童扶養手当などの一定の支援はありますけれども、やっぱり非正規労働者の方はダブルワーク、トリプルワークをしているというお話もよく聞きます。改めて、先ほどから何度も物価指数の説明がございましてけれども、物価高というのはどんな所得の人も同様に感じるものですが、特に最低賃金近傍の方がその影響がより大きいのではないかと考えているところです。これらのことを考慮した上での金額の検討が必要だと考えています。

全ての人が安心して生活できるための最低賃金としての役割を果たすものとしての引き上げを労側として求めたいと思います。以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。労側から補足説明をしていただきました。使側の方から何かございますか。

【野口委員】

いいですか。

【森部部会長】

お願いします。

【野口委員】

私どもいろいろ中小企業組合を通じて中小企業の方からお声をお聞きしておりますけれども、私どもの周りの企業はほぼほぼ30人未満という非常に中小企業・小規模の事業所といったところで、いろいろ今まで説明があった数字から見ると、公式のデータを取りづらいものですから、私も具体的なデータとして客観的データをお示しできていないのはちょっと残念であるんですけども、ですからこういうお話を聞いている中で、今お話をお伝えしているところです。非常に厳しい状況でございます。特に何が厳しいかということ、やっぱり人手不足ということで、私どもの任意の調査でも65%ぐらいの事業主の方がやっぱり人手不足を感じておられるし、そのためになかなか厳しいけど賃上げを頑張っていますよと。ただ、その賃上げは今までのデータよりそこまで

いかにいけども、努力はしているという声はお聞きしております。それからもう一方、その賃上げをするためにはいわゆる労務費、それからエネルギー等の経費、そういったものを価格に転嫁していく必要があるんですけども、なかなかそれが進まない、6割以上の企業がやはり十分価格転嫁できてないというところで私どもいろいろな国等の支援を活用しながら、そのPR周知、それから活用ができるように勧めているところでもあります。今回私どもその価格の議論とまた別のところで従来いろいろな政府等への要望も提言を報告書に盛り込ませていただいておりますけども、先ほどの審議会の中でも冒頭、政府に対する例年以上に盛り込んだというお話がビデオにもございました。昨年度の報告書を持ってないので、具体的に申し上げられないのですが、価格転嫁の問題ですとか、先ほども上がったように確かに年収の壁を新たに追加していただいたと思っておりますけれども、その要望事項についても私どもとしてもやっぱり例年以上に、昨年以上に合わせて重要なことを盛り込んでいく必要があるとか、あわせて議論する必要があるかなと思っております。以上です。

【森部部長】

ありがとうございます。この後、基本的な考え方についての質問、ご意見を伺おうと思ったのですが、実質上の意見交換になってきているので、今の両方のご意見を受けて、また何かございますでしょうか。

【白崎委員】

よろしいですか。

【森部部長】

はい。

【白崎委員】

白崎でございます。よろしく申し上げます。

組合見解につきましては、鎌田委員が申しあげたとおりでございますし、重黒木委員も補足させていただきました。繰り返しになるところはございますけれども、私の方から発言をさせていただければと思っております。

私ども連合につきましては、2024春闘におきまして、デフレマインドを払拭して、経済社会のステージ転換をはかる正念場ということで認識をし、取り組みをしてきたところでございます。

先程来ありますように、その結果、全国大では33年ぶりに5%の賃上げ結果となったということで非常にいい結果ではあるんですけども、地域間の格差というのは広がっておりまして、地方から都市部へ労働力を流出させているという現状があるのではないかと考えております。地方の中小企業・小規模事業者の事業の継続・発展の厳しさ、そういったものにも拍車をかける一因となっていると思います。

このことは、総務省が24日に公表しました住民基本台帳に基づく1月1日現在の日本人の総人口を見ましても、地方はどんどん減っている中で東京だけは微増しているというようなことでもございました。また、宮崎県や労働局関連の委員会・審議会にも、労働側の方とは一緒に参加させていただいておりますが、労働人口が県外に出ているというのは課題であるという先ほどおっしゃられましたとおりのことが出ているという状況もございます。

また、一方で労働組合のない職場で働く労働者も多くおられます。この最低賃金の大幅な引上

げを通じまして、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくということも必要ではないかと考えているところです。

人口の流出や人手不足が顕著な県内の中小企業・小規模事業者様におかれまして、人材確保・定着の観点からもこの最低賃金を含みます賃上げは急務であると思っております。本県事業者様の現状も十分理解をさせていただきながら、企業の持続的な発展に向けて今回の審議を深掘りしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

【森部部会長】

ありがとうございました。労使双方から基本的な考え方に基づく色んなご意見をいただきました。双方ともそれぞれの立場で現状についての最賃に向けての考え方をいただいたのですが、共通するところとしましては物価上昇に関して非常に大きな関心を持っているということと、人手不足がかなり深刻であるということでは共通認識なのかなと思っております。ですので、今後その辺の軸に双方のイニシアチブを持ち寄って進めていけたらなと思います。よろしくお願いたします。他にはよろしいでしょうか。

【橋口部会長代理】

すいません。

【森部部会長】

お願いたします。

【橋口部会長代理】

今はですね、両側からご意見いただいて、部会長がまとめられるところだと思いますけれども、使側の方からも物価高とか、企業実態について県内の詳細な資料を、事務局での資料を公開して、議論を深めた方がいいという議論もありましたので、そういうことに関連する資料について、今後事務局からももう少し提示していただくとありがたいかなと思います。

【森部部会長】

それでは、事務局の方に、より詳しい実態に即した議論を進めるためにも何か具体的な資料がございましたら用意していただけるとありがたいです。大変かもしれませんけどよろしくお願いたします。

【賃金室長】

一旦検討して、次の7日に示したいと思えます。

【森部部会長】

ありがとうございました。議論がより進むような形でより具体性のある資料が届くと思えますので、次回よろしくお願いたします。

それでは、議題6にいきたいと思えます。議題6の「令和6年度宮崎県最低賃金額改定に関する金額提示について」ですが、昨年は1回目で労使双方から金額を提示していただきました。7月25日に中央最低審議会において目安額が示されましたが、それを踏まえて現段階における金額提示が可能でしょうか。

(労使双方金額提示可能)

それでは、労側からお願いします。

【白崎委員】

まず資料を配布させていただきたいと思います。

(各委員に労働者側の金額提示資料を配付)

それでは、私の方から令和6年度の労働者側の額の提示について申し上げたいと思います。

資料のとおりでございますけれども、時間額現行 897 円を改定しまして、960 円ということで提示をさせていただきます。

引き上げ額につきましては、63 円ということでございます。算定の根拠につきましては、先ほどの見解でもお話しをさせていただいたところでございますけれども、2024 春季生活闘争で連合本部が 47 都道府県すべての構成組織での全国集計を行っておりまして、その結果の中で有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額いうところに注目をしました。賃上げ額の加重平均で、時給 62 円 70 銭ということでございまして、約 63 円ということでございますので、引き上げ額を 63 円とさせていただきます。

連合宮崎といたしましても、9 月 30 日頃までが春闘ということでございまして、それぞれ回答を引き出しているところでございますが、額・率につきましても、連合宮崎結成以来、最高の数字になっているという状況でございます。

また、これも見解で述べたところでございますが、宮崎県内のパートタイム労働者の 2024 年 4 月、5 月の求人募集賃金下限額平均というのが、1,014 円となっております。宮崎県最低賃金の 897 円を大きく上回る実態でございます。もう既に現行の最低賃金では採用するのが困難な状況であるということも考慮いたしまして、本県事業者様の現状というのも十分理解しながら、今回の金額の提示額といたしましては 960 円ということで提示させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、最低賃金につきましては繰り返しになりますが、政府は中期目標とされ、2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円ということを目指しておられます。宮崎におきましても、この 2 年で 1,000 円以上の引き上げに到達しなければならないと考えているところでございます。本年のこの審議会ではその達成について目途をつける重要な年になることを念頭に置いているところでございますので、このことも繰り返しお願いをさせていただいて終了とさせていただきます。労働側からは以上でございます。

【森部部長】

ありがとうございます。

それでは、使側からお願いします。

【河野委員】

私の方から申し上げます。

基本的な考え方で申し上げましたとおり、やはりベースになるのは第 4 表がまずはスタートということで考えておりますので、賃金改定状況調査の第 4 表の とございますが、でいきますと C ランクで 2.7 パーセントとあります。 で 3.1 パーセントという数字が出ております。

今回におきましては、897 円掛ける第4表 の 3.1%の上昇率を加味したところでのプラス 28 円という金額を提示させていただきたいと思います。

【森部部会長】

ありがとうございます。労使ともに金額提示していただきました。まず労側が資料をもとに、基本的見解をベースとしまして、資料をもとに算定根拠を出していただきました。金額が960円、引き上げ額が63円というところでございます。使側についてはこちらも基本的な考え方をもとに今回も第4表の賃金上昇率を基本的に考え、28円アップの925円ということが出てきました。まだ非常に差が開いておりますが、今後いろいろと詰めていきたいと思います。この金額提示につきまして何かご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

【河野委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【河野委員】

先ほど白崎委員の方から話があった流れで、政府の方針としての話がもともとベースにある考えでのお話ございましたけれども、あくまでこの最低賃金の審議というのは最低賃金法に基づく審議であって、政府の方針なり政治的な背景をどこまで加味してやるべきかというのを非常にいつも疑問に思っております。

政府の意向がここ数年非常に重い形で降りてきて、それに則って、最終的に目安の審議の中でも政府の意向に配慮したというより、どちらかと言ったらそれを中心に考えているとしか思えないというところがございます。今思っている感情をそのまま言わせていただきました。

【森部部会長】

はい。ありがとうございます。労側から何かご意見ございますか。金額提示を受けて。

【鎌田委員】

今のところできると、例えば私が先ほど出しました本体のペーパー見解の部分の4頁のところですが、確かに4頁の最低賃金は「1,004円となった」という表現をしておりますが、私もそこは我々労側もみんなで打合せする中では、「1,500円になることをめざすとしているが」という形であくまでも参考としてここは入れさせていただいて、一番大事なのは、その次「宮崎においては」という、ここが我々の今回、多分、過去に「2年で1,000円」とかいう表現もなかったというふうに思うのです。本来であれば、今年にでも1,000円にしたいのですが、いきなり100円以上上げるといのはなかなか大変だということも踏まえて、我々労側としては「2年で1,000円」という、まず誰もが1,000円っていうのを今回、特にトピックかけたというのが本来の趣旨でございます。以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。他には。

【酒匂委員】

はい。よろしいですか。

【森部部会長】

お願いします。

【酒匂委員】

労働者側の方からのご説明の根拠として、先ほどもご説明いただいた、常用パートの現在の求人状況であったのですけれども、たしかに私らの事業者も、求人出しても全然応募が無いぐらい本当に労働力不足の中で、賃金が上がってきている実態があると思っています。ただその分はどちらかという需要と供給の中で決まっていく金額でありまして、私どもが審議しているのはあくまでも最低賃金、法的な拘束力があって、罰則も適用されるような金額だということを考えますと、そこは直接は関連してこないのだろうと思っています。今回法定3要素、生計費、賃金支払い能力と言われるところで、本当に価格転嫁が、我々商工事業者が特にできてない中で、先ほど河野委員が申し上げた、支払い能力に基づいた根拠にはある数字、ここをぜひ我々としては主張させていただきたい。そうでないと、本当に事業者が立ちいかななくなるというのを非常に心配しているところです。よろしくをお願いします。

【森部部会長】

ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、労使双方からですね。貴重なご意見いただきました。ありがとうございます。次回第2回専門部会において、さらに今回提示してもらった金額から金額審議をさらに進めていきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

(同意)

ありがとうございます。それでは議題7に行きたいと思っております。今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【賃金室長】

先ほどの本審でも確認させていただいておりますが、7月5日の運営小委員会を受けての審議日程をご説明いたします。

まず今後の審議日程ですが、5月に委員の皆様の都合を確認して、運営小委員会でご検討いただいた結果を反映して、本日提示させていただいております。

専門部会資料の21頁が令和6年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画の案となっております。

この中では、第2回専門部会を8月7日(水)午後1時30分から金額提示及び金額審議、第3回専門部会を8月9日(金)午後3時から金額審議と結審としております。

今年度は第3回部会がお盆直前となっておりますので、予備日は設定しておりませんでした。引き続き審議を行う場合は8月13日以降となりますので、予備日の設定が必要かどうかについてご協議をお願いしたいと考えております。

また、他局の状況は今後動きがあるかと思っておりますので、7日の専門部会の状況で判断するとい

う場合もあるかと考えております。

なお、第3回専門部会が「全会一致」で結審しましたら、最低賃金審議会令第6条第5項の採用によって、専門部会の採決結果をもって審議会に答申したものとさせていただきます。

「全会一致」に至らなかった場合には、専門部会終了後そのまま第3回本審を開催して、採決の上、答申と考えております。

8月9日(金)に答申をいただきましたら、同日中に答申要旨の公示を行いますと、異議申立ての期限が8月26日(月)になりますので、異議申出があった場合、いわゆる異議審として第4回本審を8月27日(火)午前10時からの開催を予定しております。

また、先ほどお話ししましたが、特定最賃の改定の必要性を審議していただく検討小委員会につきましては、第1回を8月16日(金)午後1時30分から開催し、関係労使の意見聴取、必要性審議を行いまして、第2回を8月19日(月)午後3時から開催して、必要性審議と小委員会報告のとりまとめをお願いしたいと考えております。

検討小委員会の結果を踏まえまして、8月27日(火)の第4回本審、異議審の際に、特定最賃改正の必要性の有無について答申をいただく予定をしております。

以上を今後の審議日程とさせていただきます。

【森部部会長】

ありがとうございます。ただ今、事務局から専門部会の開催日程について説明がありましたが、皆様のご意見は何かございますでしょうか。この日程でよろしいでしょうか。

(意見なし)

では、このスケジュール感で進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【賃金室長】

予備日の日程はどうでしょうか。今年の各局の状況を見ますと、かなりスケジュールが後ろ倒しといたしますか、かなり遅く決まる予定の局が多いと聞いておりますが、7日の専門会のとくに判断するという事で、よろしければその時点でまた分かっている最新状況をご提案した上でご判断いただくということとしたいと思っておりますが。

【河野委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【河野委員】

使側としては、他県は他県ということで、あまり関与していませんので、どちらでもいいです。

【白崎委員】

こちらも室長が出された方向でいいと思っております。

【森部部長】

分かりました。

一応、第2回の専門部会でもう1回確認して、予備日が必要でしたら、また設定をかけていくという形でよろしいでしょうか。

(同意)

現地点ではこのような形で進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは日程についてはこれで終わりたいと思えます。それでは、日程は決まりましたので、事務局よろしくお願ひします。

それで事務局の方から何かござひますか。

【賃金室長】

次の専門部会のときにスケジュールを確認するというこゝで、それまでにいろんな情報を確認した上でご提案をしたいと思っております。

【森部部長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(労使双方了承)

それでは、以上で予定された議題が全て終了しましたが、他に何かご意見ござひますでしょうか。

(意見なし)

無ければ、議事記録につきましては、議事録を作成することとします。議事録の確認は、冒頭の事務局説明のとおり、重黒木委員と野口委員にお願ひします。よろしくお願ひいたします。また本日の議事録につきましては、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定によりまして公開したいと思ひますがご異議はないでしょうか。

(異議なし)

それでは異議もないようですので、本日はこれで終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
